

総務警察委員会記録

開催日時 平成30年8月22日(水) 10:04~12:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

中村 昭 委員長
松本 宗弘 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
小泉 米造 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 1名

山本 進章 委員

出席理事者

末光 総務部長
栴井 知事公室長
上田 危機管理監
森田 会計局長
音田 人事委員長
江南 代表監査委員
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
飯降 公安委員長
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

参 考 人 辻本 公立大学法人奈良県立大学常務理事
中西 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー専務理事
宮本 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター専務理事

傍 聴 者 5名

議 事

(1) 平成30年度主要施策の概要について

(2) その他

<質疑応答>

○中村委員長 それでは、ただいまの説明及び報告、またはその他の事項も含めまして、質問のある方はご発言をお願いします。

○川田委員 今年度はこの委員会で審議をしますので、行政の向上のために、またご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず、奈良県教育振興大綱のほうからお聞きします。今、社会問題にもなりかけていますけれども、先日教育委員会が公表した県立高等学校適正化実施計画については、防災関係の問題もありまして、先日8月17日の防災・県土強靱化対策特別委員会においてもご指摘しましたが、奈良高校の建物の耐震指標I_s値が0.05と非常に低いにもかかわらず、奈良市の第2次指定避難場所として指定されている状況です。そのときは、防災の担当者も同席されていたので、現在は状況を十分にご認識、そして把握をいただいていると思いますけれども、今は社会的な問題になって、マスコミなどからも問い合わせが多くきている状況です。

そして、地域振興部からご提案いただいて、県議会の審議を経て決定された奈良県教育振興大綱は、地方公共団体の長の義務として大綱を定めるという地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の規定に基づくものであり、この大綱の下に、この度教育委員会が策定した県立高等学校適正化実施計画がぶら下がっているという形態だと思うのです。これは法律でも一緒に、憲法第94条は地方自治についての規定ですが、ここで法律を超えない範囲内で条例を定めることができるとされていて、上位規定、下位規定という段階になっています。計画においても総合計画があり、その下に枝葉の計画があるということで、あくまでも下位の計画は、上位計画の趣旨等々、その範囲を超えてはならない。これは行政の民主的統制に付される当然の審議行為ですので、その点についてお聞きしたいと思います。

ちなみに、本日の委員会に向けて、中村委員長に吉田教育長と教育委員会の所管課長の出席要請をさせていただいていましたが、全く意味不明な内容の回答で出席要請を拒否されました。その回答は後でご紹介させていただきますけれども、民主主義の言論に対する冒涇ではないかという指摘も受けています。中村委員長によれば、この委員会に常時出席している担当理事者で答えられるとのことでしたので、担当理事者は完璧に答えていただくよう、よろしく願いしておきます。

それでは、奈良県教育振興大綱について、まず1点お聞きします。この中では、特に日本全体において人口が今後減少していくだろうという「奈良県人口ビジョン」が挙げられていますが、先日吉田教育長が、今後児童が減るから、学校の適正化をしていかなければならない、学校の統合もやっていかなければならないと答弁され、子どもの生命、身体の保護のための耐震化よりも高校再編を優先させたということで、かなり大きな社会的な反響を呼んでいます。

教育振興大綱について、今からは「大綱」と呼ばせていただきますが、大綱で「奈良県人口ビジョン」及び「奈良県地方創生総合戦略」を策定したところと書かれていて、今後、人口が減少していくが、今後県政等の取り組みによって、現在指摘されている合計特殊出生率も上昇させて、今後減少すると見込まれるよりは上での推移、レベルに置くという人口ビジョンが書かれています。地方創生総合戦略も同じような意味になっています。ということは、大綱は、種々の枝葉の計画から見た総合計画ですよね。県立高等学校適正化実施計画については、今からは「実施計画」と呼びますけれども、実施計画においては、現在の奈良県の小中学生の推計について、奈良県のホームページでも公開されています。仮に転出されない限りは、現在公開されている数字がそのままずっと右にずれてきて、平成でいえば例えば平成39年、今の平成30年から9年後には、現在小学校1年生の子どもが高校に入学するという形の年表ずれになっていくわけですので、右にシフトした場合の人口としては、シフトする前の現在の数字が基本とならなければいけないと思います。転出、転入といった因子も影響しますけれども、大綱では、転出者数が転入者数を上回る「社会減」に対応していくということで、総合計画的な大綱になっているわけです。ところが、教育委員会が先日公表された実施計画では、人口の推測値も書いてあって、全部見させていただきましたが、現在から右にシフトした数字よりも少ない数字で計算されているのです。総合計画的な大綱と全く趣旨が真逆だと指摘しなければならないと思いますが、そのあたりはどのような整合性のチェックをしているのか。国会でも法律をつくるに当た

り、憲法との整合性ということで法制局が全部チェックを入れますが、当然、大綱をつくっているわけですから、それと同じことだと思のですが、そのあたりどのようにされているのか、まずご回答いただきたいと思います。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 今、川田委員がお述べの教育振興大綱には、総合的な施策の目的や根本となる方針を掲げています。一方、具体的な施策については、それぞれの所管の部局で取り込まれるものであり、その進捗等に関する見解は当該施策の所管部局からお答えすべきものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の第21条には、教育委員会の職務権限が、また第22条には、地方公共団体の長の職務権限がそれぞれ定められていますが、第21条に規定されている教育委員会の所管事項である今般の事案については、教育委員会がお答えするものと考えています。以上です。

○川田委員 今、谷垣地域振興部次長がおっしゃったとおりです。ただ、大綱自体を所管するのは総務警察委員会ではないですか。ですから、大綱との整合性チェックも、総務警察委員会の審議事項ですよ。ですから、教えてください。総務警察委員会の委員として私が審議するわけですから、他人からその審議の内容が悪い、良いなどと権利侵害されるいわれはなく、それをもし職権でやるのであれば職権濫用になってしまいます。きょう私は、奈良県議会委員会条例に基づいて、中村委員長に吉田教育長などの出席要請を請求していました。この条例では、必要であれば説明のために出席させると規定しているわけで、私が請求をした時点で必要性が発生しているわけですから、委員長は出席要請しなければいけない。そこには恣意的な判断など入れられるわけがないのです。ところが、中村委員長は地域振興部が答えると言うのですから、教えてくださいよ。今、その地域振興部の答えを聞いていますので、教えてください。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 繰り返しになりますけれども、教育振興大綱は総合的な施策の目標や根本となる方針を掲げているものです。当地域振興部で担当している部分は、教育振興大綱に記載の教育施策全体の総合的な進捗管理や達成状況の把握、分析などで、一方、具体的な施策についてはそれぞれの所管の部局で取り込まれるものであり、その進捗等に関する見解は当該施策の所管部局からお答えすべきものと考えます。以上です。

○川田委員 所管部局が答えなければならないのならば、所管部局がここに出席しないと、整合性チェックはできないではないですか。そのような論理になるでしょう。ただ、大綱

は総務警察委員会の所管ではないのですか。簡単にいえば、例えば法律があって、その下位に規則と政令があれば、それらと法律との整合性のチェックは、法律の審議を行った委員会が担当として審議するではないですか。そのときに委員長が、いやいや、それはしなくていいなどということは、国会で見たことがないですよ。もし国会でそのようなことをやれば、大きな社会問題になりますよね。国会や議会は言論の府であると教科書にも書いています。下位のものについて、上位のものとの整合性をチェックするのは、行政手続の統制でしょう。上位計画を決めても、それを上回るような、または横からはみ出すような、または上位計画の趣旨に全然達しないような下位の計画をつくっている場合は、やり直せという審議になるのは当たり前ではないですか。それはなぜかというと、公共福祉の向上のためではないですか。憲法に定められている事項ではないですか。一部の人間が良し悪しを判断できるようなものではありません。立法の法規定に決まっているものであって、国会であれば、与党、野党、いろいろな政党の方がご審議していますが、与党内から政府を出しているという構図があります。けれども、地方公共団体は二元代表制であって、執行側と議決側は法規定が全く違うわけでしょう。それを同じような感覚で、地方の二元代表制に対して、もしそういった妨害行為を行われることがあれば、これは大変な社会問題だと思っています。弁護士にも聞いてきましたけれども、そのようにおっしゃっています。

そのような次元の低いことを言っても仕方がありませんので、まずお聞きしているのです。答えられないのでは進みません。所管部局の出席要請を請求したところ、地域振興部が答えると中村委員長はおっしゃったわけです。議会事務局もそう聞いていましたよね。それならば、答えていただかないといけないではないですか。

行政立法の根拠法の委任範囲の逸脱があるわけですが、今、私がお聞きしたのは、所管部局がやるというご答弁でした。それでは、大綱を定めた地域振興部は、所管部局がやっているからあとは知らないということですか。大綱は、大きな総論的な根幹を言っているわけでしょう。奈良県が策定した「奈良県人口ビジョン」と「奈良県地方創生総合戦略」という2つの計画では、合計特殊出生率も上げなければいけないとして、産業構造などいろいろな分野を加味して数値目標まで設けられていますが、大綱では、その2つの計画を挙げた上で、教育面における対応をあわせて講じる必要があると明記しているわけでしょう。それなのに、実施計画における人口について聞いたにもかかわらず、それは教育委員会がすることだというのですか。教育委員会は、人口ビジョンや地方創生総合戦略など所管していませんよね。今、私が指摘しているのは、教育委員会が先日出された実施計画は、

生徒数の予測において、現在の小学生の人口が9年後に高校入学すると仮定した場合の数字よりも少ない数字を用いた上で、生徒がたくさん減るから、大変なことだから、学校数も減らさなければいけないとしていることについてです。

今、大変なことになっていますよ。平城高校が閉校となることが既に行政文書からも発覚しているわけですが、先日5月30日に行われた県教育委員会会議の臨時会では、決定して知事に報告している人間が、これは耐震が完備されているからそちらに移すということかと質問しているのですよ。おかしいではないですか。これをやらせと私は言っていました。高校の適正化を考えることがなぜやらせなのかと逆ギレみたいにして、全然関係がないことで怒っておられるわけですが。行政上どこが所管かは関係のないことで、今は、公共福祉を向上していくために聞いているわけです。

中村委員長がおっしゃるのは、教育委員会の所管は文教くらし委員会だということでしょうが、それは当然です。教育部門に関してはそこで審議したらいいですし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関することも、そこで審議したらいいでしょう。けれども、教育委員会の実施計画は、大綱の総合的な範囲を超えているわけではないですか。それはどこで審議するのかといえば、大綱は総務警察委員会で審議しているわけですから、ここで審議するのが当たり前で、奈良県議会会議規則上、委員会を合併して開くこともできるわけでしょう。文教くらし委員会で誰も指摘してくれなかったら、結局誰も何も言えないということになってしまいますが、これでは議会が設置されている目的から大きく離脱することになりますので、他の委員の皆さんもこれは当たり前のことだと簡単にご理解できることだと思います。きょうはあまり時間がありませんので、次回の委員会で詳しく議論したいと思います。

まず今、国で一番大きな政党は自由民主党ですが、自由主義と民主主義が両方合わさっているわけですから、すばらしい考え方です。自由主義とは何かというと、一部の権力者が俺が決めたことに従えということではなく、法の支配によって権利を守っていこうということ、一部の権力者に対して好き勝手をさせないということではないですか。そして民主主義は何かというと、多くの意見をもって、少数意見も含めて民意を反映させながらやっつけようということではないですか。その両方を兼ね合わせた自由民主党が、安倍内閣総理大臣が推進されている施策を含めてやっておられます。

私は今、審議の時間がたくさん欲しいのです。吉田教育長にも聞きたいことがたくさんあるのです。きょう傍聴者の皆さんも来られていますけれども、審議がしたいのにさせて

いただけない。今国会ではどうなのですか。審議時間がたくさんあるのに審議拒否したり、それならば審議をしたい人に譲ってくればいいのに、審議時間がたくさんあるのに審議をしない。地方議会においてきたら、審議がやりたいのにさせていただけない。どちらがひどいかというと、審議というのは言論の府、公共福祉の向上のために、いろいろな意見をもっていろいろな観点、視点でやっていく。それは審議に関係がない、あると言いますが、そのように言う人は私のコピーではないのですから、その人が私の考えをわかるわけがありませんので、その点については、後で公的にはっきりさせていただきますけれども。ということで、質問を続けます。

奈良県人口ビジョンと奈良県地方創生総合戦略では、国立社会保障・人口問題研究所、今後は「社人研」と呼びますけれども、この社人研が出されている数値よりもかなり上の数値を目標としてグラフで示していますね。ところが、大綱の下位にある実施計画では全く真逆のことをやっているわけで、考え方ならば大綱の所管部局として言えるでしょう。大綱と真逆の方向の計画をつくっていることに対して、大綱を策定された地域振興部はどのようにお考えですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 繰り返しになりますけれども、それぞれの具体の施策については、それぞれの所管の部局で取り込まれるものであり、その進捗等に関する見解は、当該施策の所管部局からお答えするべきものと考えています。以上です。

○山下地域振興部長 奈良県教育振興大綱と県立高等学校適正化実施計画の整合性の把握ということで、今、川田委員からは、人口ビジョン、人口の捉え方についてのご質問がありました。ご指摘の地方創生総合戦略や人口ビジョンというのは、川田委員も冒頭でおっしゃいましたが、楽観的要素ではないですけれども、普通であれば予想される人口の落ち方を努力をして抑えようという考え方のものであります。恐らくという言い方は語弊がありますが、教育委員会は、厳しい形で現実的に見た場合のトレンドの予測に基づいて考えているということで、川田委員は真逆とご指摘されましたが、実際には落ちていくものをふえるとするのであれば真逆でしょうけれども、落ち幅の中の話であり、一定の傾向値、トレンドをしっかりと捉えているのではないかと考えています。

○川田委員 ということは、整合性がとれていないことを認められたということですね。なぜなら、計画をつくるのならば、大綱に即してつくりたいといけないではないですか。落ち幅を2種類見込むのであれば、成功の事例と現行の事例の2種類の計画をつくったらいいのではないですか。今、教育委員会がつくっているのは、現行の事例よりもまだ少な

い人口予測値に基づいているのですよ。地域振興部では、多分そのような検査はされていないでしょう。その点は、修正させないといけないのではないですか。大綱からかなり大幅に離れた恣意的な計画になっているわけでしょう。

パブリックコメントについてもそうですが、県のパブリックコメント手続要綱を見れば、主要基本施策についてはパブリックコメントにかけなさいと定められていますね。要綱というのは、規則の下位にあるものとして、行政内の立法の一部、特に行政命令的な訓示的なものですよね。これは地方公務員法の規定からそうなっていますよね。行政手続法が2005年に改正されて、パブリックコメントが入れられたのですが、パブコメをやった、やるやらないという単純な発想で意見される方が多いと思いますが、民主的統制の一部として重要なことですよ。日本が掲げているのは社会主義ではなく、民主主義制度でしょう。数年前には、地方自治の確立ということで、地方分権をもう少し強化しようということで地方自治法が改正されましたが、その際、総合計画の基本構想は法律で議会の議決事項として規定されていたところ、議決事項から除かれたのです。それはなぜかということ、地方自治の強化、地方分権、いつまでもそのようなことを国の法律で規定するのではなく、地方自治体で責任を持ってやってもらおうということです。これは総務省の方から教えていただきました。

今回の大綱の下位の計画である実施計画については、パブリックコメントをしていないのですよ。計画の前の「県立高等学校適正化推進方針～高等学校の質向上と再編成のために～」という漠然としたものはパブリックコメントをされていますが、要綱には計画についてはパブリックコメントをせよと書いてあるではないですか。要綱で定められているということは、業務命令ではないのですか。吉田教育長は業務命令を無視されているということですか。命令されていることをやっていないのですから、そのような法解釈になりますよね。

いろいろな理由を言われますけれども、先日もいろいろな答弁がありましたけれども、聞いていることに対して全く違うことを答えられていて、全く行政法理論も地方自治法の論理もないし、教育法規の論理からも全く大きくかけ離れていて、ご存じで言わなかったのか、わからないから言わなかったのかは私にはわかりませんが、全く何を言われているのかわからない状態でした。

これは重要なことです。憲法第92条でいわゆる地方自治の本旨について定められていて、地方自治の本旨の中には、「住民自治」と「団体自治」という2つの要素があると教

科書にはあります。行政手続法の改正でパブリックコメントを入れたのも、そこから来ていて、住民に計画への参加権を与えるということでしょう。決定権は別で、多数の住民が言ったからといって、必ずしもそのとおりにすることを義務づける根拠にはなりません。民主的な声の反映のために、パブリックコメントをやりなさいということで、アメリカの手続法を若干改正した形での改正があったわけで、それすらやっていないのですよ。

今、人口ビジョンと地方創生総合戦略についてお聞きしたら、谷垣地域振興部次長からは、教育委員会が答えるのご答弁でしたが、逆に、今度教育委員会に対して、奈良県人口ビジョンや、ましてや地方創生総合戦略についてお聞きしたら、それは総務警察委員会で聞いてくださいとなるのではないですか。それではどこで審議するのですか。大体、教育委員会に対してここで審議ができないこと自体がおかしいと思っています。総務警察委員会も年に数回しかないのですよ。そのわずかの機会のために、何カ月も徹夜でずっと勉強しているのです。それを審議してお聞きしたい。また、お聞きしたことを住民に拡散しなければいけない。大体、行政は情報をたくさん持っていて、住民はほとんど持っていないという情報の非対称性がありますから、全てオープンにしていましょ、開かれた議会、開かれた行政ということで、地方自治の改正もやっていっているわけでしょう。それを昔のように、これは言うてはいけない、審議をしてはいけないなど、地方制度調査会でもそのような審議はされているので、真逆のことをされているのかと思うのです。このようなものは、知っている知らないの話で、知らないからといって人に強制するのはよくないです。これもただやらせていても仕方ありません。

それから、今の山下地域振興部長のご答弁は、整合性がとれていない以上は、説明になっていないと思います。最低でも、大綱と同じような計画でつくらないといけないでしょう。現実的になると、これはうそを書いているのかということになってくるので、その議論はまたゆっくりさせてもらいます。

続いて聞いていきます。今お聞きした人口減少については、今の答弁でわかりました。大綱には、グローバル化、技術革新も挙げられていて、技術革新の進展により人、物、資本、情報等の国境を越えた移動が容易になったことで経済社会が目まぐるしく変化していくと明記されていますね。今は、ITも始まっていて、携帯電話一つでほとんどこなせる非常に便利な時代になってきました。それでは、経済社会が目まぐるしく変化するとは、具体的にどのようなことですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 そのくだりの続きに書いてありますけれど

も、具体的には、国際市場での競争激化がもたらす人件費削減圧力や生産拠点の海外移転、さらにはICT化が促す業務のデジタル化、分業化のもと、終身雇用、年功序列等が変容し、非正規雇用が増加していく等のことをお示ししています。以上です。

○川田委員 それと先ほどから言っている実施計画とは、どのように関係してくるのですか。これは非常に重要なところですよ。今ご答弁で言われた後の部分は、私ものぞいたのですけれども。求められる人材の質もますます高度なものになり、未知の課題を主体的に見出し、失敗を恐れずチャレンジをして解決に導き、新しい価値を創造していくということでしょう。ところが、きょう聞きたかったのに、教育委員会も呼ばれていない。失敗を恐れずチャレンジもさせていただけない、新しい価値を創造していくことも否定されているのですよね。大綱には賛成していたのでしょうか。読んでいないのですかね。

ですから、そういったことも、きちんとはつきりしなければいけないのではないですか。生徒数が1クラスずつくらいしか減らない計算なのに、今、教育委員会だけで勝手に、活力が減る、学校が減っていけば活力がなくなるなどおっしゃっているのですよ。本題にいきますけれども、大綱の中でも書かれているとおり、まして奈良県の県立高等学校については、平成16年から平成20年にかけて「特色・魅力・活力のある学校づくり」を推進するため、43校から33校に再編を実施されました。そして、平成27年度学校基本調査によれば、公立高校1校当たりの在籍の生徒数は、全国平均664人に対して本県では760人ということで、他県よりも1校当たりの生徒数が多いのです。ということは、クラス数も多いということですよ。大げさに減るから大変だ、活力がなくなるなどと、答弁でおっしゃっていましたが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律で、高校は1クラス40名と決まっていますから、生徒数が760人という全国平均よりも上の位置にいる奈良県の場合、人口が減ったところで全国平均値くらいになっていくだけではないですか。分析されているはずですよ。そこで1点お聞きしますが、大綱のこの数字からすれば、他府県の高校は活力がないということですね。

○山下地域振興部長 今、川田委員が教育振興大綱の記述を引用していただいた学校の在籍数ですよけれども、事実提示をしているだけであって、それをもって、少ないから活力がある、ないというような考え方ではないと思っています。

○川田委員 明快簡潔なご答弁ありがとうございます。そのとおりだと思います。ただ、実施計画についての説明では、1校当たりの在籍数が少ないと活力がなくなるから、大規模校を統合、閉鎖、特に県の北部では3校を廃止して、2校の新しい学校をつくるこのこ

とでした。今の答弁で、整合性がないこともよくわかりました。ありがとうございます。

それから、グローバル化に関しても同様です。教育振興大綱ですから、公立高校のことももちろん書いています。全般的な総論としてのお答えしかできないと思いますが、これについてお聞きしたいと思います。今後国際化が求められる、グローバル化をしていかなければいけないというが、グローバル化というのは相当範囲が大きい。私も国際法を履修して単位も取っています。けれども、今回問題となっている国際バカロレアというのは、北海道の札幌開成高校をはじめ、東京都の一部の国立の高校や都立高校など、国公立の高校でやっているのは全国で5校しかないのですよ。何年度だったかは忘れましたが、以前の閣議決定で、平成30年度までに国際バカロレアを目指す高校を約200校までつくると言っていましたけれども、実際には私立高校を入れても40校くらいしかないのです。これは前回の総務警察委員会で、谷垣地域振興部次長にもお答えいただいたことですが、もっと突っ込んで聞くと、それらの学校でも国際バカロレアを目指すのは1クラスしかないとのこと。東京都立でも1クラス20名くらいでやっているのですが、そのような20名をつくるために、3校を崩して、特に平城高校は実質閉鎖ですが、20名のために閉鎖するのは、大綱が掲げる奈良県全体の子どもたちの発展ということに関して、大きな区別があると思うのです。差別といってもいいかもしれません。

ここは大事なところ、根幹です。教育委員会が決めたからいいという問題ではないでしょう。地方自治の根幹ではないですか。たった20名くらいが国際バカロレアを目指すために県立国際高校をつくるとのこと。これは地域振興部には直接は関係ありませんが、少しは関係あると思いますから、また資料を渡しますので、見ておいていただきたいのです。平成の26年から平成29年までにわたって、高校適正化のプロジェクト委員会ですか、ここでずっと順次検討されている資料で、約5cmくらいしか資料がないですけれども、この中には国際化に対して議論、検討がなされた演繹的なものは何もないのですよ。恣意的につくっているとしか言えないではないですか。こうしておこう、上から言われたからそこへ答えを落とすように持っていこうなど、大阪地方検察庁特捜部方式とよく言われますけれども、結論ありきで、そこに持っていくためにいろいろな理由をつけていくということで、遠藤警察本部長はよくご存じかもしれませんが、ですから、大綱をつくっている部局は、そういった一切の検証、チェックを命がけでもやっていかなければいけないのではないですか。それが民主的統制のシステムでしょう。組織や事務分掌を組んでいるのですから、縦割り、横割りなどいろいろ言われる懸念がありますが、我々は法律を知

らない方がよく言っている言葉だと認識しているのですけれども、縦割りだから全く関係ないわけではなく、自分が担当している部分については、事務をチェックする義務があります。ただ、山下地域振興部長、中身をわかっておられないと思いますので、きょう言って答弁が返ってくることはないと思いますが、ぜひとも次回の委員会までに、徹底したチェックをお願いしたいと思います。

あと、吉田教育長は先日、私の質問に対してだけではないですけれども、耐震化をなぜしないのかについての答弁の中で、財政的なことも言われていました。きょうは、財政のことは第一義的に所管する総務警察委員会ですので、お聞きしていきますけれども、行政法の観点からいえば、人の生命、身体の保護は最優先されるべきで、これは当たり前の話ですよね。余り次元の低い話はしたくないのですが、それにもかかわらず学校再編のほうを優先させて、震度5で倒壊する危険性が高いと言われている奈良高校も放置したという答弁だったのです。理由を問うと、困難なのだと、その一つの原因として財政のことを言っていました。耐震化にお金を使うことができないようなことを言っておられました。

末光総務部長はきょう初めて来られたばかりで、財務省ではそのようなことは当然やっておられると思いますけれども、これは、先日の平成30年7月9日ですけれども、国の経済財政諮問会議の議題として提出された「中長期の経済財政に関する試算」という題名の資料です。インターネットでも出てくる資料ですので、またごらんいただきたいと思います。安倍内閣総理大臣はアベノミクスに取り組みされていて、その一つに金融政策と量的緩和を、金融量的緩和といってやっています。出口はいつになるかわかりませんが、今現在やっていて、その影響もあって失業率も激減してきています。就職も売り手市場ということで、いよいよ、安倍内閣総理大臣ももちろん目指しておられ、そして経済関係者も目指しておられる、20年間のデフレをやっと脱却できるのではないかという段階に来ているのが今の状況ではないですか。金融政策だけでどうというわけではないですけれども、当然、財政出動等も要ると思います。そういったもろもろを含めて、経済に関するシナリオ想定というのが内閣府から出ていまして、成長実現係数とベースライン係数は定期的にならざる出されているものですから、さかのぼって資料が見られます。この中の一番新しい資料では、子どもの人口が減っていく。ということは、地方公共団体の財政支出はどうなるのかというと、これも減っていくわけです。たくさんの方がいたら、たくさんお金かかるわけですが、逆に、人が少なくなるわけですから、当然の計算になります。けれども、この経済見通しの成長実現係数では、今現在、GDPが458億円あるところ、最終年度

の2027年度には、たまたま実施計画と最終年度がそろっているのですが、これが629億円まで拡大すると示されています。これも一部だけを使っているんで、ほかにももっと要素があります。GDPデフレーターでも1.4、1.4、1.4、1.4、1.4というように、年々ずっと物価上昇も示されているではないですか。そして、あくまでも今の政策論議だけでどうかといえば、ベースラインも出しておられる。現状で今の政策がうまくいかない場合、現状でいった場合の成長はどうなるのかについても出しています。ちなみに、2027年ではGDPが559億円という試算を出しているのですが、今現在458億円ですから、約1.2倍に成長しているということです。それでは、需要額が減るでしょうが、GDPが上がるということは、地方の税収も上がるということで、時間がないから触れませんが、収入も右肩上がりになるという試算が出ていますよ。ということは、地方公共団体に入ってくる歳入額も右肩上がりになるという試算になるわけです。ところが、お金がない、あれがない、高校の教師も学校も減らさないと言っていけない、財政的に無理といった趣旨のご答弁をされていましたが、全く根幹から外れているではないですか。GDPは右肩上がりだと言っているのですよ。単純に言えば、人口が減れば、一人当たり使えるお金がふえるということではないのですか。社会保障の関係のお金の増大は当然ありますけれども、それ加味してもです。安倍内閣総理大臣がやられていることですから、自由民主党は反対されるわけがないですよ。奈良県の実施計画は、それと真逆の計画ではないですか。根幹のところですよ。

荒井知事は、住むなら奈良県、働くなら奈良県、働いてよし、住んでよしの奈良県だといつもおっしゃっていますが、実施計画では、奈良県は今後人口が減っていく、転出されるとして、普通の計画のベースラインよりもまだ下の計画になっているではないですか。なぜですか、奈良県には魅力がないのですか。計画策定の整合性が全くとれていないですね。やはり重要なところですよ。一個人の考えかどうかは、私にはわかりません。実施計画の資料をずっと見ても、平城高校は平成29年度しか出てこないのですけれども、先日出された吉田教育長が荒井知事に上げた報告書では、平成33年度に平城高校は閉鎖だと出ているのですよ。恣意的と指摘されても仕方がない計画ではないですか。今は端的に大枠の内容しか言っていないんですが、そういった真逆の計画をやっているわけでしょう。本来ならばクラス数ももう少し多いのですよ。今、奈良県は、奈良県地方創生総合戦略も奈良県人口ビジョンもやっているのですから、今後ここまで落ちることはないのですよ。もう少し上のラインを目指しているのですよ。奈良県は学校教育に力を入れていて、住むな

らやはり奈良県、教育を受けるなら奈良県、だから転入者がふえるのだという説明ならばわかりますが、全く真逆ではないですか。ここをチェックしなくて何をチェックするのですか。行政というのは一回計画をつくってしまったら、あとは何にも関係ないのですか。PDCA（Plan-Do-Check-Action）といつもおっしゃっているではないですか。PDCAをしているならば、チェックしなければいけないですね。当然チェックされますね。それから考えれば、当然徹底して大綱と実施計画の整合性検査はやっていかなければいけませんので、早急にやっていただきたいのですけれども、山下地域振興部長、どうですか。

○山下地域振興部長 整合性のチェックは当然させていただきます。ただし、奈良県教育振興大綱というのは大きな基本方針を示しているものであって、人口なども、例示でこのような形のものがあるので、このような考え方で進めていかなければならないという方針を示しているものだという理解をしていますので、そういった観点での整合性については、チェックはしっかりさせていただきます。

○川田委員 もう一回言いますけれども、計画の方向性、ベクトルは全部一緒になかったらだめではないですか。根幹のベクトルはこちらなのに、真逆に進んでいたらおかしいでしょう。このようなことは、もう別に議論する問題でもないと思いますので、それは徹底して整合性を持ってやってください。次回の委員会で地域振興部が答えられないのであれば、中村委員長、整合性チェックのために、教育委員会に出席してもらわなければ仕方ないではないですか。

○中村委員長 その件については、委員長として後で説明します。

○川田委員 整合性チェックは今後やっていただきたいと思います。

最後に、財政課にもお聞きしたいのですが、奈良高校はなぜ耐震化しないのでしょうか。防災、人命にかかわることなので大切だと言いつつ、財政上のこともおっしゃっておられて、教育委員会がなぜ予算要求を上げていないのかについては、意味不明な回答をされていましたが。これは人命にかかわること、まして授業料を取っているわけですから、やはり施設を完備して、適切な環境を維持するというのは、地方財政法にも書いてあるのではないですか。社会問題にもなっている今の状況の中で、財政課としてはどうですか。財政的に圧力があつたなどとは全く思っておりませんし、予算の優先順位はエビデンスがあるものからというご答弁も以前にいただいていますから、予算をつけないことはないと思いますけれども、その点財政課の見解をいただきたい。個別の細かいことは別として、総論的な考え方で結構です。人命保護のための予算を、財政ヒアリングで落とすよ

うなことはないですよ。

○川上財政課長 予算要求をいただいて、予算をどのように計上していくかについての県の基本的な考え方ですけれども、川田委員もご存じだと思いますが、奈良県という地域の自立を図って、やはり暮らしやすい奈良県をつくっていきたいという思いがあります。先ほど経済の話がされましたけれども、具体的には、経済の活性化であったり、住んでおられる県民の方が健やかに暮らしていただける地域づくりや、耐震化も含めてだと思いますけれども、県民が安全で安心して快適に暮らしていただけるための取り組みは、やはり進めていかなければいけないと考えています。このようなことを肝に銘じて、きちんと頭に入れながら、もちろん今までも予算編成をしてきていると思いますし、今後も引き続いてやっていく必要があると認識しています。以上です。

○中村委員長 それでは、川田委員の発言はこれにて終了いたします。

ほかに委員の皆さんで発言のある方は。ないようですので、発言はこれにて終わります。

それで、委員長として1つだけ報告をしておきます。川田委員からの吉田教育長の出席要請の要求については、一旦は口頭で回答を申し上げましたが、川田委員が納得されず、文書で私に回答せよということでしたので、2回にわたり、私は川田委員に文書で回答をして、吉田教育長の出席を求めませんでした。その理由は、今も谷垣地域振興部次長から答弁があったところですが、教育振興大綱は地域振興部でつくったものですが、これは理念と全体の話で、具体的な各論については各部局で精査をして、それで県政に生かしていくものだとは考えました。そこが川田委員と意見が違いますが、そういうことで、吉田教育長の出席は求めませんでした。例えば、奈良高校の耐震化計画についても、校舎の耐震化などは、まさに教育委員会の所管の事務であって、これは文教くらし委員会で審議をされたらどうかということです。それで、川田委員の発言をとめるわけではなくて、本会議の一般質問でも、決算審査特別委員会や予算審査特別委員会、あるいは文教くらし委員会でも、川田委員は一個人として自由に発言できるわけです。

○川田委員 文教くらし委員会に出席していいのですか。

○中村委員長 いや、それは文教くらし委員会の委員になればの話で、勝手に行ってもらったら困ります。そういうことで、川田委員の自由な発言は大いにやってもらったらいいですけれども、教育振興大綱の具体的な施策については、まさに文教くらし委員会の所管事項であると判断して、きょうの出席を求めませんでしたし、私が総務警察委員長を失職しない限りはこの方針は変わりません。

○川田委員 間違いがあったので訂正をお願いしたいのですが。

口頭で言われた後、書面で回答が来たのは間違いありませんが、2回にわたってではないですよ。出席要請を求めた事由は2種類ではなく、全部で3種類です。1つ目は防災の関係で、2つ目は実施計画について、そして3つ目は個人情報保護に関して、前回、文教くらし委員会の中で、吉田教育長が答弁で個人名を出しておられたので、個人情報保護の規定に違反するという疑義があったので、それについて聞きたいということで、出席要請をするように請求させていただいた。これらは全部却下されましたので、正式には3種類ということでご訂正をお願いしたいと思います。

○中村委員長 少なかったですね。3項目についてということで、わかりました。

そういうことで、ほかになければ委員会を終えたいと思います。

なお、委員の方にはしばらくお残りをいただきたいと思います。

どうも本日、ありがとうございました。